

改正地球温暖化対策推進法及び 地域脱炭素ロードマップについて

令和3年6月
環境省



地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業
を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつなげる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

温対法に基づく地域脱炭素化促進の全体の流れ

政府による地球温暖化対策計画の策定

- 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

※既存の実行計画制度を拡充

+省令・ガイドラインでのルール整備

+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策※の実施目標【義務】
※施策のカテゴリ:①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- 市町村が地域脱炭素化促進事業※の促進区域を設定する際の環境配慮の方針
※地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業
(例:再エネを導入し、自治体内の事業所・家庭や公共交通で利用する事業)

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標【政令市・中核市:義務、政令市等以外:努力義務】
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域(省令・都道府県の環境配慮の方針に従い設定)及び
地域ごとの配慮事項(環境配慮、地域貢献※)【努力義務】
※農林漁業の健全な発展に資する取組を定めた場合、農山漁村再エネ法に規定する基本計画とみなし、同法の特例も適用

合意形成
プロセス

住民や関係自治体
への意見
聴取

地域協議
会での
協議

許可等権
者への
協議

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続(配慮書)を省略

援助
(計画
策定の
促進)

温対法に基づく地域脱炭素化の仕組みに期待される効果

実行計画の策定

<効果>

◆ 地域の再エネ資源の利用目標・方針の合意形成

- ・ 地域の再エネ資源のポテンシャルを踏まえた意欲的な目標設定
- ・ 環境保全の観点から支障のなさそうな立地の選定
- ・ 場所ごとに、環境配慮すべき事項や地域貢献の取組を整理



計画の策定

公表

事業計画の認定

<効果>

◆ 地域に貢献する優良事例を選定・推進

<事業のイメージ>

- ・ 再エネを導入し、災害時も含め地域に供給
- ・ 再エネの導入と一体でEV等の電動交通インフラを整備
- ・ 廃棄物エネルギーを地域供給し、その利益で省エネ機器の普及を支援



認定



<効果>

◆ 事業の予見可能性の向上

- ・ 地域配慮の観点からの事業候補地の選定の円滑化
- ・ 早期段階での関係者や課題の特定

事業の構想

申請

事業計画の立案

<効果>

◆ 事業実施の円滑化

・ 関係法令のワンストップサービス

自然公園法（公園内開発）、温泉法（土地掘削等）
廃掃法（熱回収認定、処分場跡地形質変更）
農地法（農地転用）、森林法（林地開発許可等）
河川法（水利使用のため取水した流水を利用する発電の登録）

- ・ 環境アセスの配慮書手続の省略
- ・ 補助事業での加点措置等

地方公共団体

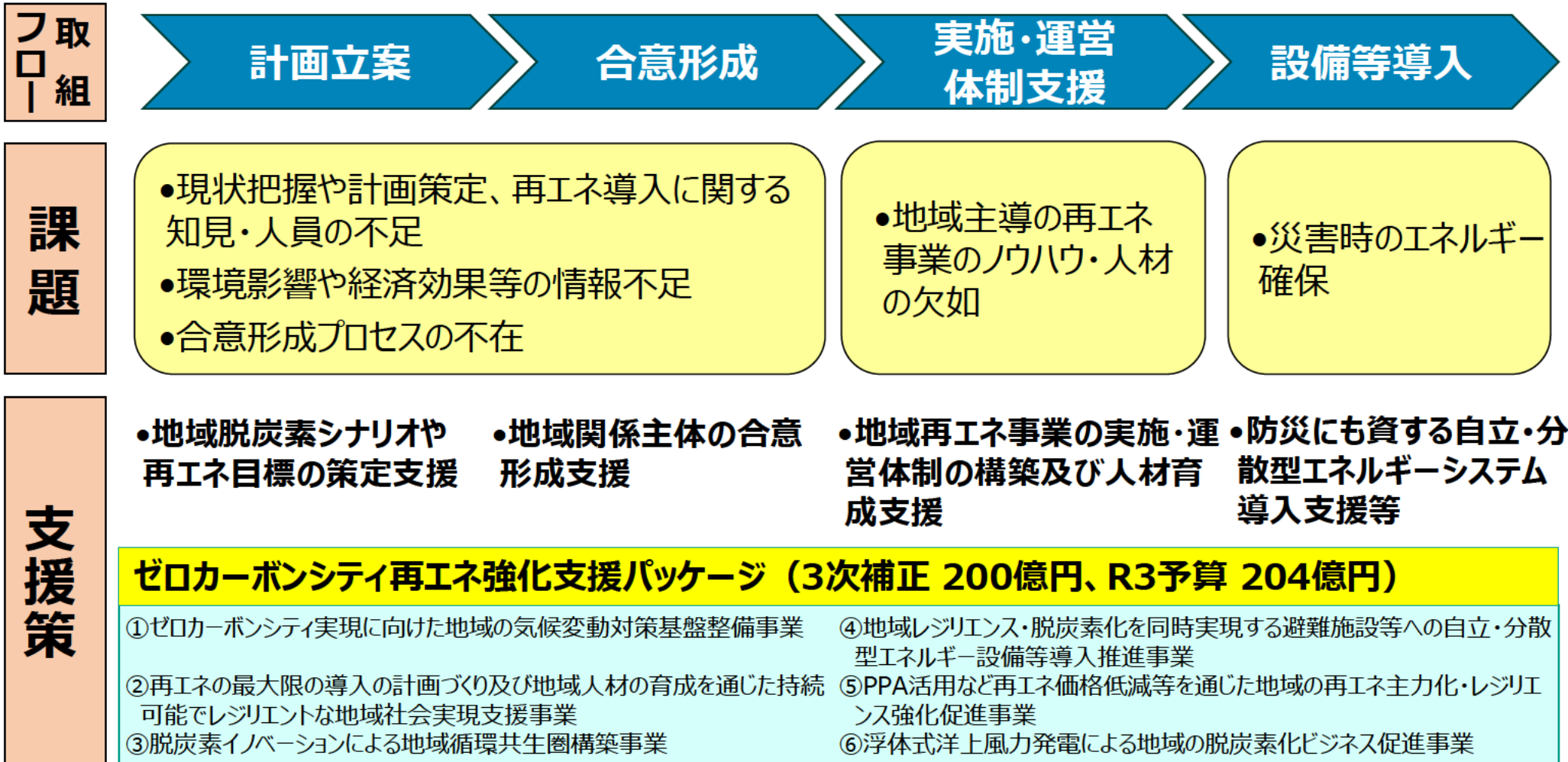
事業者

地域主導で脱炭素化を加速

地方自治体の取組支援



- **ゼロカーボンシティ**を目指す地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を**一気通貫で支援**
- 地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域経済循環の拡大(地域に裨益する形での再エネ事業の推進)、レジリエンス向上を同時実現



地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～（概要）

6月9日に国・地方脱炭素実現会議第3回会合を開催し、本ロードマップを決定。

キーメッセージ

- 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- 再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める
⇒地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① 2030年度までに**100力所以上の「脱炭素先行地域」**（※）の創出
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

（※）**民生部門**（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を**評価分析**し、**透明性**を確保する。

3つの基盤的施策

<1> 地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**

<2> グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネの活用**

<3> 社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ① 改正温対法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化
- ③ **地熱発電の地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定